

5 類感染症への移行に伴う学校における感染症対策の改訂内容について

1 「平時」と「感染流行時」に分けて対策を実施

(1) 平時

- 「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」、「清掃」等により感染症対策を行う。
- これら以外に特段の感染症対策は講じない。
- マスクの着用を求めないことを基本とする。

(2) 感染流行時（地域や学校において感染が流行している場合など）

- 「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、次のような措置を一時的に講じることがある。
 - ・ マスクの着用を推奨する。（マスクの着脱を強いることはない）
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるよう指導する。
 - ・ 触れ合わない程度の身体的距離を確保するよう指導する。
- 昼食においては、飛沫を飛ばさないよう注意させるとともに、一時的に「対面」や「近距離」で食事することがないよう指導する。

2 出席停止の基準等の変更

- 感染が確認された者の出席停止の期間は、**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**を基準とする。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられることをのみをもって出席停止とはならないが、生徒が新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や、感染するおそれがある場合は、校長の判断により出席停止とする。
- 同居の家族が感染しても、**本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とはならない。**